

# 看板はまちの表情をつくります

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」です



看板、広告塔、はり紙などの屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝え、まちを活気づける手段にもなります。しかし、これが無秩序に氾濫し管理もおろそかになると、まちなみや自然の景観を損なうだけでなく、人々に危害を及ぼす恐れもあります。

市では、良好な広告景観の形成を進めるため、県の条例に基づき必要な規制を行い、定期的に違反広告物の除却や指導を行なっています。

■都市計画区域などに屋外広告物を掲出するときは許可が必要です

都市計画区域などで、店舗、事業所等の敷地に基準を超える面積の屋外広告物を掲出するときは、市長の許可を受けなければなりません。また、同区域で店舗、事業所等以外の土地、建物などに屋外広告物を掲出するときは、面積にかかわらず必ず許可を受けなければなりません。なお、許可申請には手数料が必要です。

場所によっては広告物の高さや面積の許可基準があります。許可できない場所や広告物もありますので不明な点はお問い合わせください。

■屋外広告物の掲出が禁止されている物件や地域

## 《禁止物件》

街路樹、橋梁、分離帯、信号機、道路標識、歩道柵、消火栓、郵便ポストなどの物件に広告物を掲出することは禁止されています。

## 《禁止地域》

風致地区や萱瀬ダム周辺、大村駅前の一部区域など、指定された区域では広告物の掲出が禁止されています。また、指定された道路(図面参照)の沿線区域にも広告物の掲出が禁止されています。ただし、禁止地域でも自らの店舗、事業所などの敷地に掲出する自家広告物は、許可を受ければ30㎡までは掲出できます。

## 【禁止地域の指定路線】

- ・長崎自動車道の市内全線
- ・県道長崎空港線全線
- ・国道444号の一部
- ・市道杭出津松原線の一部
- ・市道古賀島町沖田線の一部
- ・市道乾馬場空港線の一部
- ・市道森園公園線の一部

■事業者のみなさんへ  
あなたが掲出している屋外広告物は…

- ★許可が必要な看板は、許可を受けていますか？
- ★掲出が禁止されている場所にありますか？
- ★基準を超えた高さ、面積ではありませんか？
- ★はがれたり、落下したりする危険性はありませんか？



— 禁止路線

★まちの環境に調和していますか？

※市民の皆さんから見られる看板は、企業の「モラル」も表現しています。

## ■Q&A

Q: 屋外広告物とは？

A: 常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告板、広告塔、立看板、ポスター、広告幕、アドバランなど、営利を目的とするものだけでなく、非営利的なものも含まれます。

Q: なぜ私有の店舗、土地に設置(掲出)する広告物を規制するのか？

A: 屋外広告物が無秩序に氾濫すると、まちの景観や自然の風致を損ねることになります。このため、屋外広告物を適切に規制し、良質な広告物が設置されるよう誘導する必要があります。

また、屋外広告物は適切に設置、管理されなければ、強風や地震による倒壊などにより、人々に危害を及ぼす恐れがあります。こうした観点から規制を行なっています。

Q: なぜ手数料を払わなければならないのか？

A: 許可事務を行うには経費が必要です。この費用は広告物を出すことで利益を受ける(受益者)人から手数料として看板の大きさ(面積)に応じて徴収しています。

## 台風シーズンです！

皆さんが掲出している看板は大丈夫ですか？飛散や倒壊の恐れがないか点検しましょう！

看板はまちの顔とも言われます。「この看板はまちの顔としてどうか？」毎日なげなく見ているまちなみの看板をこんな視点で眺めてみてください。看板を掲げる人、それを見る人、お互い意識をもてば、まちは「いい顔」になるはずですよ。

■都市計画課(内線431)